

普通預金

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	普通預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	期間の定めはありません。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	随時お預け入れいただけます。 1 円以上 1 円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利。毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年 2 回（2 月・8 月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払します。） 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
7. 税金	個人のお客さま…20%（国税 15%、地方税 5%） （ただしマル優ご利用の場合は除きます） 法人のお客さま…15%（国税 15%） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	個人のお客さまの場合 ・「総合口座」のお取り扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%、担保定期積金の約定利回りに 0.7% 上乘せした利率）。 ・マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）